

市民的および政治的権利に関する国際規約の締約国日本の実施および
自由権規約委員会質問リスト（CCPR/C/JPN/Q/6）に関連して

ヘイト・スピーチについてのNGOレポート

作成および提出：人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）

共同提出団体：

アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」（WAM）
移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
板橋高校卒業式事件から『表現の自由』をめざす会
外国人 인권法連絡会
NPO 法人 監獄人权センター
国際人权活動日本委員会
「国連人权勧告の実現を！」実行委員会
個人情報保護条例を活かす会（神奈川）
在日コリアン弁護士協会（LAZAK）
在日本朝鮮人人权協会
障がい児の権利を国連に訴える会
東京・教育の自由裁判をすすめる会
日本軍「慰安婦」問題解決全国行動
反差別国際運動（IMADR）
ヒューマンライツ・ナウ

2014年6月2日

国連自由権規約委員会に対するヘイト・スピーチについての NGO 報告

<結論（勧告案）>

日本に対し、下記の勧告をされるよう要請する：

- ① 締約国は、ヘイト・スピーチが蔓延している現状を直視し、条約第 20 条 2 項の義務に基づき、ラバト行動計画や人種差別撤廃委員会の一般的勧告 35 などの国際人権基準に照らし、ヘイト・スピーチをはじめとするマイノリティに対する差別の実態調査を行い、具体的なヘイト・スピーチ抑止策を構築すべきである。
- ② 締約国は、公人、特に高位の公務員のヘイト・スピーチについて、既存の公務員の懲戒規定に差別行為を処分の対象として加えるなどして、具体的な法的及び行政上の規制を直ちに整備すべきである。
- ③ 締約国は、ヘイト・スピーチと効果的に闘い、かつ、被害者の救済を法的に保障するため、差別禁止法を制定すべきである。
- ④ 締約国は、ヘイト・スピーチ根絶のため、国際人権基準を教えることを含む、具体的な差別撤廃教育の計画を立てて実行すべきである。そうした教育は、学校教育のみならず、中央・地方の法執行機関を含む公的機関をはじめとして、企業、教育機関、報道機関、社会福祉施設などにおいて実施されるべきであり、社会のあらゆる領域に差別が許されないことが浸透するような内容と方法を採択すべきである。
- ⑤ 締約国は、これらの人種差別撤廃政策を策定するにあたり、マイノリティ当事者や弁護士会、NGO、人権教育専門家、カウンセラー、研究者を含むすべての関係者の意見を聴取するとともに、策定および実施においてそれら関係者の広範な参加と協力を促す。
- ⑥ 締約国は、これらのヘイト・スピーチをはじめとする差別撤廃政策の内容が国際人権基準に合致し、かつ合致して実施されることを担保すべく、パリ原則に沿った国内人権機関を設置し、自由権規約第一選択議定書の批准を行うなど、個人通報制度を導入すべきである。

<質問事項に対する政府回答の問題点> (2013 年の 10 番及び 2008 年 24 番)

1、 2013 年の質問事項 10 番第 1 文及び 2008 年の質問事項 24 番について

日本政府は、2013 年の質問事項 10 番第 1 文のヘイト・スピーチ対策について、法務省の人権擁護機関による啓発と被害申告に対する適切な措置を行っているとは回答している。

また、政府は、2008 年の質問事項 24 番のヘイト・スピーチ規制のための刑法改正の検討の有無について、適切に処罰できているから必要ないと回答している。

しかし、以下に報告するように、日本にヘイト・スピーチは蔓延し、特に前回の 2008 年の自由権規約委員会による日本審査以降、頻繁化及び深刻化している。しかし、政府はヘイト・スピーチについて調査もせず、このような被害の実態の全体像を把握せず、かつ、把握しようともしていない。また、蔓延するヘイト・スピーチに対し、既存の機関と法制度ではほとんど対処できていない。

日本には条約第 20 条 2 項で求められているヘイト・スピーチを規制する法律も、条約第 2 条及び 26 条を実現する

ための差別禁止法もない。なお、日本は人種差別撤廃条約にも 1995 年加入したが、4 条 a 項 b 項は表現の自由の観点から留保している。

とりわけ問題なのは、ヘイト・スピーチが朝鮮人などの不特定の集団に向けられている場合には、刑法でも民法にも使える条項が存在せず、規制できないことである。現行法では逆に、それらは憲法の保障する表現の自由として認められ、たとえば朝鮮人集住地区において「朝鮮人を皆殺しにしろ〜！」などと叫ぶデモも許可されている。差別デモを、抗議する人たちから警察が守っており、特に大阪府警は、抗議者が現場で抗議の声をあげることもプラカードを掲げることも禁止し、レイシストデモのやりたい放題をやらせている。2014 年 4 月までに、排外主義デモをめぐる、全国で 20 人ほど暴行罪などで逮捕者が出ているが、その多くは抗議者の側である。

また、ヘイト・スピーチが特定個人若しくは集団を対象とする場合には、民法上の不法行為とはなりうるが、実効性ある人権侵害救済機関がないため、通常の民事裁判を起こすしかない。その場合、経済的、精神的、時間的に、被害者に多大な負担がかかるため、裁判にまで持ち込む例は極めて少ない。なぜなら、通常の民事裁判は確定するまで通常 2、3 年はかかる。裁判費用や弁護士費用を被害者が負担しなければならない。また、差別禁止法がなく、被害者側が、差別であり、かつ、違法であることをすべて主張、立証しなければならない。裁判をおこせば、被害者が公然化し、それによりまたヘイト・スピーチなどの攻撃の対象となりうる。また、裁判となった場合も、差別的な動機が考慮されて重く処罰されたり、損害賠償金額が通常より重くなった例はほとんどない。

刑事事件については、ヘイト・スピーチが脅迫罪などの既存の犯罪にあたる場合には、被害者は警察もしくは検察に告訴することはできる。起訴できるのは検察のみである。警察及び検察は、ヘイト・スピーチ自体を禁止する法律がなく、表現の自由として保障される範囲内である可能性があることから、ヘイト・スピーチを行う者を逮捕、起訴することに消極的である。特に、ヘイト・スピーチの対象が朝鮮人民民主主義共和国に近い関係を持つ在日朝鮮人の場合、政府が特に下記に述べる拉致問題以降、同国への敵視政策をとっており、警察も同国に近い者に圧力をかける政策をとっていることも、ヘイト・スピーチを放置している原因である。2006 年 11 月 30 日、第一次安倍内閣当時の（漆間巖）警察庁長官は、拉致問題について「北朝鮮への圧力を担うのが警察」と発言した。また、理論上は、犯罪の動機が差別の場合に量刑を重くすることは可能だが、実際はそのように運用されていない。これまでのヘイト・クライムの裁判例のうち、明白に差別が動機がゆえに刑罰が通常より重くなった事例は、下記に述べる連続大量葉書による部落差別事件の 1 件のみである。

2、2013 年の質問事項 10 番第 2 文について

政府は、2013 年の質問事項 10 番第 2 文の「日本人のみ」とのビジネスにおける表示に対処するために行われた努力に関する情報提供を求められているのに、聞かれたことに正面から答えず、就職差別一般の予防のための啓発を行っているとは回答している。

これは、「日本人のみ」との表示が日本では合法であり、以下に述べるように、店先、街頭などに蔓延している事態を放置し、政府は何らの努力を行っていないが故に、わざとはぐらかしているのである。

<背景と現状>

1、過激化したレイシスト団体による排外主義デモと差別街宣

ヘイト・スピーチ、特に現在焦点化している在日朝鮮人に対するヘイト・スピーチは、政府が植民地主義の克服を怠り、むしろ在日朝鮮人を監視下に置き、差別的政策をとってきたことを背景として、戦後一貫して続いてきた。とりわけ、朝鮮学校生徒に対するヘイト・クライム、ヘイト・スピーチは深刻である。60～70年代には日本人の高校生に朝鮮高校生が殺害される事件を含め少なくとも231件の殺傷事件が起きている(在日本朝鮮人人権協会調べ)。80年代以降は、日本が唯一国交を結んでいない朝鮮民主主義人民共和国との関係が悪化する度に、日本の一般市民が朝鮮学校の女子生徒の民族衣装の制服をカッターで切り裂くなど、朝鮮学校やそこに通う生徒たちへの暴言、暴行、嫌がらせが全国各地で起こってきた。特に、2002年9月17日の日朝首脳会談で同国指導者が過去の10数件の拉致事件を認めて謝罪したことを契機に、それ以降の半年間で全国で1000件以上の事件が起きた(在日本朝鮮人人権協会調べ)。この時は、各地の弁護士のグループが、関東、大阪、愛知、福岡の朝鮮学校を訪問し、生徒たちに対する面談やアンケートを行い、被害の実態を調査した。それによれば4分の3が「死ぬ」「出ていけ」「植民地時代に皆殺しにしておけばよかった」などのヘイト・スピーチであり、4分の1は、駅の階段から突き落とす、殴る、唾を吐きかけるなどのヘイト・クライムであった。男子生徒より女子生徒、高学年より低学年の被害の方が、割合が多かった。特に大阪の女子中学生は、半年間で2人に1人、半数の生徒が被害にあっていた。このような朝鮮学校の生徒たちへのヘイト・クライム、ヘイト・スピーチについては政府も一部事実を認めて、人種差別撤廃委員会に報告している(2000年政府報告書第81ないし84項)。同委員会から2001年と2010年の2回にわたり、懸念を表明し、断固たる措置をとること、同条約第4条に基づく差別禁止規定を完全に実施するための法律の欠如を是正するよう勧告されている(2001年14項、2010年13項)。しかし、政府は朝鮮学校の生徒たちに対する被害実態調査も行わず、しておらず、何ら具体策をとらず放置してきた。

他方、2000年代のインターネットの普及に伴い、匿名での差別的書き込みが急速に広がった。2007年1月にはインターネットを通じて会員を集めた「在日特権を許さない市民の会」(在特会)というレイシスト団体がネット上の会員数500人で結成された。このレイシスト団体は、「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ!」「韓国人売春婦5万人を叩き殺せ!」「人殺し、強かん魔、それが朝鮮人ですよ!」などとの叫ぶ排外主義デモや差別街宣を、数十人から数百人で、全国各地で行うようになった(DVD参照)。それをネット上の動画サイトに掲載し、常時差別を煽動し、支持を拡大してきた。2014年4月現在、同団体のサイトによれば、ネット上会員数は約1万4000人となっている。他に、「主権回復を目指す会」などがある。これらのレイシスト団体は、植民地支配の責任を否定する安倍内閣が2012年12月に成立して以降、排外主義デモの数は増加し、毎週末、東京、大阪、神戸、京都、川崎、札幌など各地で行うようになった。2013年9月に結成された「ヘイト・スピーチとレイシズムとたたかうのりこえねっと」(在日コリアン女性活動家、元首相、弁護士、研究者、作家、アイヌ人団体代表など21人の共同代表、事務所は東京都新宿区新大久保)(The co-representatives of the International Network to Overcome Hate Speech and Racism (NORIKOENET)

<http://www.norikoenet.org/declaration.html>)がインターネット上に記録があるレイシズム関係のデモと街宣の数を調査したところ、2013年の1年間で360件以上にのぼることが報告されている。

この団体のターゲットは朝鮮人のほか、中国人、被差別部落民、移住労働者とその家族、日本軍「慰安婦」、これらのマイノリティを支援したり採用したりする企業、組合、団体、個人などに及ぶ。彼らは日章旗、戦前の日本軍・現在の自衛隊の旗である旭日旗のみならず、ナチスのハーケンクロイツも掲げている(DVD参照)。



2、広がるヘイト・クライム

これらのレイシスト団体によるヘイト・スピーチ及びヘイト・クライムは、すでに、数件が裁判となっている（2010年京都朝鮮学校襲撃事件の刑事裁判・民事裁判、同年徳島県教組襲撃事件の刑事裁判・民事裁判、2011年奈良水平社博物館差別街宣事件の民事裁判、同年ロート製薬強要事件の刑事裁判、2013年神戸市立博物館脅迫事件の刑事裁判、2014年川崎駅ホーム模造刀切り付け事件の刑事裁判など）。

一例として、京都朝鮮学校襲撃事件を紹介する。2009年12月4日の午後1時頃、在特会及び「主権回復を目指す会」

の会員11名は、京都朝鮮第一初級学校の門の前に押しかけ、「朝鮮学校、こんなもんは学校でない」「北朝鮮のスパイ養成機関」「約束というのは人間同士がするもの。人間と朝鮮人では約束は成立しない」「うんこ食っとけ」などと1時間にわたりハンドマイクを使いがなり立てた（DVD参照）。また、同校前の公園内に置かれていた同校の朝礼台を許可なく校門前に移動させて門扉に打ち当て、同じく同公園内に置かれていたサッカーゴールを倒すなどして、これらの引き取りを執拗に要求し、また、同公園内にあった同校のスピーカー等をつなぐ配線コードをニッパーで切断して損壊した。校内には約150人の子どもたちがいたが、恐怖で泣き出す子どもたちが続出し、授業ができなくなった。また、翌年2010年1月14日にも、在特会ら30名は、学校前の公園で集会を開き、学校周辺をデモ行進し、「朝鮮人は保健所で処分しろ」などとマイクなどで大音響で叫んだ。学校は、事前に子どもたちを校外へ連れ出した。

さらに、在特会ら数十人は同年3月末にも学校周辺でデモをし、「ゴキブリ朝鮮人、うじ虫朝鮮人は朝鮮半島へ帰れ」などと叫んだ。

なお、3回とも警察が門の前に来たが、これらの犯罪行為を目の前で見ながら、黙認した。

当事件は、学校側が告訴したため、4人が威力業務妨害罪、侮辱罪及び器物損壊罪で逮捕、起訴された。京都地裁で有罪となったが、差別的動機は一切考慮されず、一般の犯罪と同じく、懲役1年から2年で執行猶予がついた。それゆえ、4人は有罪判決後も、差別的活動を継続した。

民事裁判では、2013年10月、第一審の京都地方裁判所は、これらの差別街宣を人種差別撤廃条約で規定する「人種差別」にあたること認定し、在特会側に約1220万円の損害賠償の支払いと、学校の半径200メートル以内における街宣活動の禁止を言い渡した。なお、この判決が、日本で差別街宣を「人種差別」と認定した初めてのものである。現在、控訴審が大阪高等裁判所で係属中である。なお、同地裁判決は、不特定多数の集団を対象とする差別街宣の場合は、新法がなければ規制できない旨指摘している。

また、2011年1月に、在特会の副会長（当時）が、部落解放運動発祥の地を記念してつくられた「水平社博物館」の前で、被差別落の人たちに対して「穢れた、穢れた卑しい連中」「えった、出て来いよ」などとの差別街宣を行った事件も、奈良地方裁判所で民事裁判となり、不法行為として損害賠償金150万円が認められ、確定した（DVD参照）。

さらに、レイシスト集団との関係は明らかではないが、2014年1月、神戸朝鮮学校に一人の男性が侵入し、教員に対し「お前、朝鮮人か！」と怒鳴りながら鉄棒で襲った事件も発生した。また、同年2月、都内の図書館にあるアンネ・フランクの「アンネの日記」300冊以上及び一般の書店数件における同書の一部の頁が破られる事件もあった。同年5月には、広島市の平和記念講演の中の、韓国人原爆犠牲者慰霊碑近くに日本と韓国の大学生たちが、2011年、韓国の広島領事館の総領事の協力を得て植樹した追悼の木が根こそぎ抜かれる事件も起きている。



3、繰り返される公人による歴史をゆがめる暴言

公人によるヘイト・スピーチについては、日本は人種差別撤廃委員会の総括所見（2001年13項及び2010年14項）において批判された。しかし、政府はその後も、同条約4条cを具体化する何らの対策をとっていない。公人の暴言は野放し状態である。

「日本維新の会」（現在、衆議院議員の11パーセントを占める議席を持つ）の石原慎太郎共同代表・現衆議院議員・元都知事は、上記の2001年の総括所見13項で、在日朝鮮人及び在日中国人への差別発言を批判されたが、まったく反省なく、その後も差別発言を続けている。例えば、同議員は、2010年4月、当時の民主党など連合政権が永住資格のある在日外国人の地方参政権を検討していたことに対して反対する「全国地方議員緊急決起集会」において、与党党首には朝鮮や中国から「帰化」した者がおり、祖先の心情を汲んで、地方参政権を与えようとしているのではないかと発言した（2010年4月18日、東京新聞）。

また、彼は、これまで何度も日本軍「慰安婦」制度の犠牲者を「売春婦」と呼ぶことによって、旧日本軍および日本政府の植民地支配および戦争責任を否定してきた。日本軍「慰安婦」問題については、2013年5月、同党のもう一人の共同代表の橋下徹大阪市長は、市役所での記者会見において、「慰安婦」制度は必要だったと述べた（2013年5月13日、朝日新聞ウェブサイト）。また、同月、西村眞悟同党議員は、同党の集まりで、「慰安婦」は性奴隷ではなく売春婦であり、韓国人売春婦はまだ日本にうようよいる、「大阪の繁華街で『お前韓国人、慰安婦』と言ってやったらよろしい」と発言した（産経新聞ウェブサイト、2013年5月20日）。これらの発言後、日本政府は社会権規約委員会から「ヘイト・スピーチ及びその他の示威運動を防止するために公衆を教育」（E/C.12/JPN/CO/3 para.26）すること、拷問等禁止委員会から「政府や公人による事実の否定、元慰安婦を傷つけようとする試みに反論するよう」（CAT/C/JPN/CO/2 para.19）求められた。にもかかわらず、靱井勝人NHK（放送法により設立された公共放送局）会長は、2014年1月の就任記者会見において、日本軍「慰安婦」問題について、個人的な見解として、「どこの国にもあった」と述べた（2014年1月25日、朝日新聞ウェブサイト）。安倍首相自身、2007年の第一次内閣時に「官憲が家に押し入って人さらいのごとく連れて行く狭義の強制性はなかった」（2007.3.5 参院予算委員会）と国会で答弁している。

これらの公人は一切法的責任を問われず、公職についたままである。

4、出版物、インターネット上にあふれるヘイト・スピーチ

新聞では、夕刊フジ（発行部数100万部）は、毎日のように、一面トップにこれらの諸国に対する嫌悪を煽動する見出しを掲載しており、都市の主要な駅の売店で販売されている。

出版物では、「マンガ嫌韓流」という韓国・朝鮮・在日コリアンへの憎悪を煽動するマンガが2005年から2006年にかけて合計100万部近く売れた。また、2013年秋以降、韓国・朝鮮バッシングの本が20冊以上出版され、うち何冊かはベストセラーになっている。たとえば、時事通信社の元ソウル特派員が書いた『呆韓論』は、2013年12月に発売された直後、新刊ベストセラーの1位になり、2014年3月までで20万部以上が売れた。週刊文春（発行部数70万部）と週刊新潮（発行部数60万部）は、毎回のように韓国・朝鮮あるいは中国嫌いを煽る記事を掲載し続けている。

さらに、インターネット上には韓国・朝鮮・在日及び被差別部落の人々に対する差別的記載が横行している。鈴木寛参議院議員（当時）が、ソーシャルメディア・ロコミ分析ツール「ブームリサーチ」を使用し、2012年12月の第

二次安倍内閣成立後の同月 31 日から 2013 年 4 月 1 日にかけての、ブログ、掲示板、2 チャンネルなどで記載されている言葉の利用動向を調べた。キーワードとしては、排外主義デモで使われることの多い「朝鮮人」「韓国人」「在日」を選んだ。その結果、ネット上の「在日」という用語は 7,500 余りから 25,000 近くまで急増、「韓国人」は約 6,000 から 20,000 件を超え、「朝鮮人」も 5,000 から 13,000 と増加した。また、コリアンとわかる名前のウェブサイト、ブログやツイッターには差別的書き込みが多数寄せられ、ウェブサイトの掲示板を閉鎖したり、ウェブサイトやブログ自体を辞めざるを得なくなる人も多い。例えば、在日コリアン三世の世界チャンピオンのプロ・ボクサーであったホン・チャンス氏は、を前述の 2002 年 9 月の拉致報道以降、公式ウェブサイトに差別的な書き込みが殺到したため、閉鎖に追い込まれた。前述の「のりこえねっと」のパソコンのメールアドレスには 2013 年 9 月の開設後、一か月間で 20 数万件の嫌がらせメールが集中した。



5、街中の差別の表示



2014 年 3 月、J リーグに属する人気のプロサッカーチーム、「浦和レッズ」のサポーターの一部のグループが観客席に「Japanese Only」との横断幕を掲げた。チーム側がそれを知りながら試合終了後まで放置したことから問題と

なり、FIFA傘下のJリーグが無観客試合などの処分を行った。

しかし、街中には、同様にレストラン、ホテル、大衆浴場、バー、ディスコ、バレエスクール、インターネットカフェ、ビリヤード場、メガネ店、婦人服ショップ、新聞販売店など、入り口に「日本人のみ」とはっきり示す看板が掲げられている店が存在する（入浴施設からの差別に対する裁判を訴えたアメリカ系日本人有道出人氏のブログ参照 www.debito.org/roguesgallery.html）。

不動産屋では、一部の張り紙に「外国人OK」との表示をしばしば見ることができる。これは、外国人には部屋を貸さないことが事実上の原則となっていることを表している。実際、京都市、神戸市などの地方自治体による調査によれば、外国籍住民の半数は入居差別を経験している。

2014年4月には、四国の遍路道の休憩所などで、『大切な遍路道』を朝鮮人の手から守りましょう」「最近、礼儀しらずな朝鮮人達が、気持ち悪いシールを、四国中に貼り回っています」などと書かれた張り紙が、各県などが調べたところ、香川、徳島、愛媛3県の25か所で合計38枚が確認された（産経新聞関西版2014年4月24日記事）。

2013年末、参拝者を導く「先達（せんだつ）」として、外国人女性として初めて公認された韓国人女性が、韓国からの参拝者の道案内のため、道順を示す矢印や日本語にハングルを添えたステッカーを、許可を得た家や店に貼ってきた。それを誹謗中傷したものであった。

2010年国連人種差別撤廃委員会は、「日本国籍者と非日本国籍者との関係における困難な事例、特に条約第5条(f)に反する、レストラン、公衆浴場、店舗やホテルなど一般の使用を目的とした場所やサービスを利用する権利が人種および国籍に基づいて拒否される事例に懸念を表明する（第2条、第5条）。委員会は、締約国が住民全体に向けた教育的活動によってこの一般化された態度に対処し、一般公衆に開放されている場所への入場拒否を違法とする国内法を採択するよう勧告」した（第24項）。

しかし、未だに差別禁止法が制定されず、現行法ではこのような意思表示は違法ではなく、撤去することができず、放置されている。

6、マイノリティ個人に対する嫌がらせの蔓延

ある人が、人種的マイノリティであることがわかると、ヘイト・スピーチや嫌がらせを受ける例が後を絶たない。

裁判になった事例としては、近年の例をあげれば、2003年から1年半もの間、被差別部落出身者が住所に「えた死ね」などと書かれた差別葉書を送りつけられ、大家にも彼を追い出すよう求める葉書が送られる事件があった。これは犯人が捕まり2年の実刑判決となった。しかし、刑法上の脅迫罪、名誉棄損罪等で裁かれたただけであって、人種差別によって裁かれたものではない。

2007年には20歳の在日インド人学生が、同級生たちから「ビン・ラディン」等といじめられて自死した。1年後には学生の父親もあとを追って自死した。大学は長らく放置していたが、遺族の訴えにより、やっと2010年に調査し、いじめの事実を認め、謝罪した。

2010年に、12歳の少女が、学校で、母親がフィリピン人であることを理由に「臭い」「汚い」などと1年間いじめられ、自死した。両親は民事裁判を起し、2014年、前橋地方裁判所は、学校の責任を認めた。

コリアンであるとわかると差別される危険性があるため、日本の学校に通うコリアンの8割から9割は民族名ではなく日本名を名乗っている（大阪府、京都市などの地方自治体による調査結果）。

たとえば、東京大学では、韓国人留学生から、住んでいるアパートに韓国名の表札を出しておいたら、匿名者から何度も韓国を非難する週刊誌の記事がポストに投げ込まれており恐怖を感じているなどとの相談が何件も寄せられている（外国人人権法連絡会調べ）。

7、政府による隠ぺい、居直りと放置

以上のように、日本にはヘイト・スピーチがあふれる現状があり、特に排外主義デモについては2013年5月には国会で首相、法務大臣などが「憂慮する」と発言するにまで至っているのに、今回の2012年作成の自由権規約委員会に対する政府報告書にも、2014年作成の質問事項に対する回答にも、一切そのような報告がなされていない。政府は、2013年1月に人種差別撤廃委員会に提出した報告書では、何の根拠もなく、「人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない」と述べている。また、同年5月、外務省は、国会での質問に対し、在特会らの排外主義デモが人種差別撤廃条約に規定する人種差別であるか否か答えなかった。政府は差別の現実を直視することから逃げ、事実を隠ぺいし、条約上の義務を果たしていない。

さらに、同年6月、拷問禁止委員会からは上述のような「慰安婦」に対する公人によるヘイト・スピーチに対して政府が反論するよう勧告されたが(19項)、安倍内閣は、同月18日、勧告には法的拘束力はなく従う義務はない、と閣議決定した(同日朝日新聞記事)。